

令和2年度「掛川市・菊川市衛生施設組合特定事業主行動計画」の実施状況について

掛川市・菊川市衛生施設組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき平成28年度から令和2年度までを計画期間とする「掛川市・菊川市衛生施設組合特定事業主行動計画」を策定し取り組みを進めてきたところです。この計画は、当組合職員を対象に策定したもので、仕事と子育ての両立、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境の整備を進めることを目的としたものです。今般、令和元年度における実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

○数値目標等の結果

1 男性職員の育児参加のための休暇及び休業の取得状況

【目標】「妻の出産に係る特別休暇」の取得率を100%、育児休業の取得率を男性10%とします。

妻の出産に係る特別休暇

対象男性職員数	0人
取得者数	—
取得率	—

育児休業

対象男性職員数	0人
取得者数	—
取得率	—

2 時間外勤務の縮減

【目標】各職員の時間外勤務時間数が月15時間、年間180時間を超えないように努めます。

対象者数	1人
月15時間、年間180時間以上の者	0人

3 休暇取得の促進

【目標】職員一人当たりの年次有給休暇取得日数が年12.0日以上となるように努める。  
年次有給休暇取得日数の平均 14日3時間45分